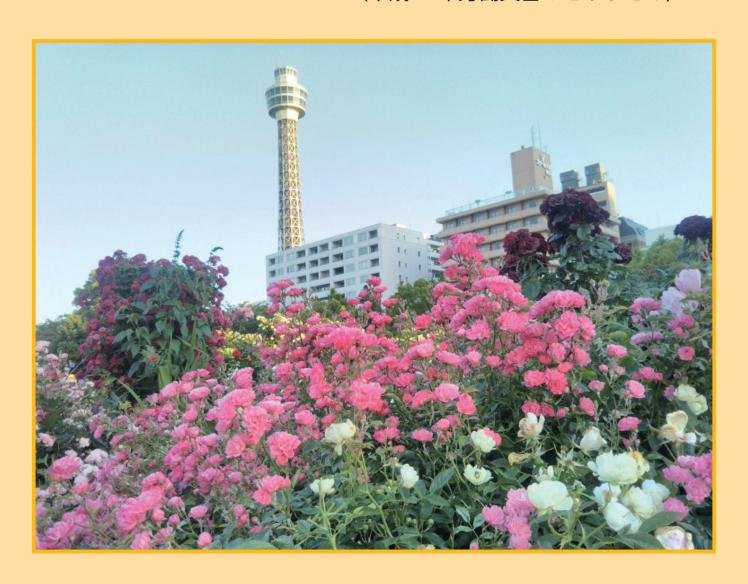
## 令和元年

## グラフで見る神奈川県下における

# 労働災害と健康の現状

(平成30年労働災害のとりまとめ)



## 神奈川労働局・各労働基準監督署

神奈川労働局労働基準部編



## 目 次

## はじめに

1	労働災害の推移	1
	労働災害による死傷者数の年次別推移(図 1-1)	
	労働災害による死亡者数の年次別推移(図 1-2)	
2	業種別災害比率	3
	業種別休業4日以上の死傷者数(図2-1)	
	業種別死亡者数(図 2-2)	
3	業種別労働災害の推移	3
	業種別休業4日以上の死傷者数の推移(図 3-1-1)	
	死傷者数 平成 25 年を基準として指数化(図 3-1-2)	
	業種別死亡者数の推移(図 3-2-1)	4
	死亡者数 平成 25 年を基準として指数化(図 3-2-2)	
4	事故の型別災害発生状況	5
	事故の型別休業4日以上の死傷者割合(図4-1)	
	事故の型別死亡者割合(図 4-2)	5
	(1) 死傷災害の概要(図 4-3)	6
	(2) 食料品製造業死傷災害(図 4-4)	
	(3) 第三次産業死傷災害	-7
	7 小売業(図 4-5)	
	<ul><li>イ 社会福祉施設(図 4-6)</li></ul>	
	ウ 飲食店(図 4-7)	
	(4) 陸上貨物運送事業(道路貨物運送業および陸上貨物取扱業)死傷災害(図 4-8)	-7
	(5) 建設業死傷災害(図 4-9)	-8
	(6) 災害多発業種死傷災害	
	7 ビルメンテナンス業(図 4-10)	
	イ 産業廃棄物処理業(図 4-11)	
	ゥ 警備業(図 4-12)	
5	起因物別災害発生状況	9
	起因物別休業 4 日以上の死傷者割合(図 5-1)	
	起因物別死亡者数(図 5-2)	
	(1) 食料品製造業死傷災害(図 5-3)	-10
	(2) 第三次産業死傷災害	
	7 小売業(図 5-4)	
	<ul><li>イ 社会福祉施設(図 5-5)</li></ul>	
	ウ 飲食店(図 5-6)	
	(3) 陸上貨物運送事業(道路貨物運送業および陸上貨物取扱業)死傷災害(図 5-7)	

	(4) 建設業死傷災害(図 5-8)	11
	(5) 災害多発業種死傷災害	
	ア ビルメンテナンス業(図 5-9)	
	亻 産業廃棄物処理業(図 5-10)	
	ゥ 警備業(図 5-11)	
6	年齢階層別災害発生状況	-12
	年齢階層別休業4日以上の死傷者数(図6-1)	
	年齢階層別死亡者数(図 6-2)	
	業種別 50 歳以上の被災労働者の割合(図 6-3)	
7	経験年数別災害発生状況	-13
	業種別経験年数1年未満の被災労働者の割合(図7)	
8	交通労働災害発生状況	-13
	交通労働災害 死亡者数の推移(図 8-1)	
	業種別死亡者数(図 8-2)	
9	業務上疾病発生状況	-14
	業務上疾病発生状況(年次別推移)(図 9-1)	
	業務上疾病発生状況(平成 23 年~) (表 9-1)	
	業務上疾病による死亡災害(平成 23~30 年)(図 9-2)	-15
	腰痛災害発生状況(平成 30 年)(図 9-3)	
	年次別 熱中症による労働災害発生状況 (図 9-4)	
10	労災保険給付等状況(脳·心臓疾患及び精神障害)	-16
	脳・心臓疾患の労災補償状況 (図 10−1)	
	精神障害の労災補償状況 (図 10-2)	
11	健康診断結果	-17
	業種別定期健康診断実施状況 (表 11-1)	
	定期健康診断結果の有所見者率の推移 (図 11-1)	-18
	定期健康診断 有所見率の推移(神奈川・全国) (図 11-2)	
	年次別特殊健康診断実施状況 (表 11-2)	-19
	特殊健康診断有所見者率の推移 (図 11-3)	
	じん肺健康管理実施状況 (表 11-3)	-20
	ストレスチェック検査・面接指導実施状況(神奈川)(図 11-4)	
	平成30年「心理的な負担の程度を把握するための検査」実施状況(規模別)(表11-4)	-21
12	『神奈川労働局 第 13 次労働災害防止推進計画』の概要	
13	平成 30 年に発生した死亡災害の概要	-26

巻末 QRコード集

神奈川労働局労働基準部、労働基準監督署の連絡先

## はじめに

全国で発生した労働災害は、昭和36年に死傷者数481,686人(休業8日以上)、死亡者数6,712人をピークに、その後、昭和47年に統計対象を休業4日以上の死傷者数とした以降を含み長期的に減少しています。

神奈川労働局管内の労働災害も、同様に昭和 36 年に死傷数 26,376 人 (休業 8 日以上)、死亡者数 336 名をピークとして長期的には減少しています。

神奈川労働局管内の労働災害の最近の推移について、休業4日以上の死傷者数(以下「死傷者数」と略)は平成21年に過去最少の6,215人になったものの、以降は6,500人前後で推移しているなか、平成30年は6,920人で、前年比369人増加、増加率5.6%と最近10年間のなかでも大幅な増加となりました。死亡者数は、過去最少となった平成28年の28人から2年連続で増加し平成30年は34人となりました。

平成30年の死傷者数を業種別にみると、建設業が過去最少となる一方で、商業が150人近く増加(うち小売業は100人近く増加)し増加率14.1%と顕著な増加が認められました。

平成30年の死傷者数を事故の型別にみると、平成20年以降、転倒による災害が最も多く発生しているなか、平成30年はその割合が過去最大の24.0%となりました。死亡者数については、墜落・転落による死亡が最も多いほか、熱中症による死亡が最近10年間のなかで最多となりました。

平成30年の死傷者数を年齢階層別にみると、50歳以上の労働者層の割合が全体の40%以上を占める状況が平成14年以降続いているなか、平成30年は過去最大の48%となりました。

平成30年の死傷者数を経験年数別にみると、経験1年未満の労働者の災害が全体の20%以上を占め、特に昨今の雇用情勢の中で、人材の確保が困難であるといわれている陸上貨物運送事業、飲食店はその比率が特に高く注目されるところです。

これらの分析結果にたち、神奈川労働局では、「第 13 次労働災害防止推進計画」(期間 平成 30 年度~令和 4 年度)を「働き方改革」とともに推進してまいります。推進期間中は、労働災害が増加傾向にある業種の、小売業、飲食店、社会福祉施設、陸上貨物運送事業を中心に取組むこととしております。

事業者、関係者の皆様におかれましては、本冊子を労働災害防止のための一助としてご活用いただければ幸いです。そして、基本的な安全衛生対策の実施はもとより、雇入れ時教育等の安全衛生教育の教育内容の充実、さらには「危険の見える化」など災害防止活動の一層の活発化をお願い申し上げます。

令和元年 5 月 神奈川労働局労働基準部

## 労働災害とは

労働災害とは、労働者の就業に係る建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、 粉じん等により、又は作業行動その他業務に起因して、労働者が負傷し、疾 病にかかり、又は死亡することをいう。(労働安全衛生法第2条第1号)

## 事業者等の責務

事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。また、事業者は、国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようにしなければならない。(労働安全衛生法第3条第1項)

## 労働災害と事業者責任

## (1)安全配慮義務

安全配慮義務は判例上認められたものです。

事業主がこの安全配慮義務を履行していないときは、債務不履行責任(民法第415条)が問われます。

労働契約法第5条では、「使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするもの。」 と規定しています。

#### (2) 事業者等の災害防止責任

## 法令違反と義務主体の責任

### 刑事上の責任

- •労働安全衛生法:措置義務違反
- •刑法:業務上過失致死傷

(罰則の適用)

## 行政上の制裁

- •使用/作業停止
- ·入札停止
- •営業停止
- •企業名公表 等

## 民事上の責任

- 労働契約法第5条
  - :労働者の安全への配慮
- •民法第 415 条:債務不履行責任
- •民法第 709 条:不法行為責任
- •民法第 715 条:使用者責任

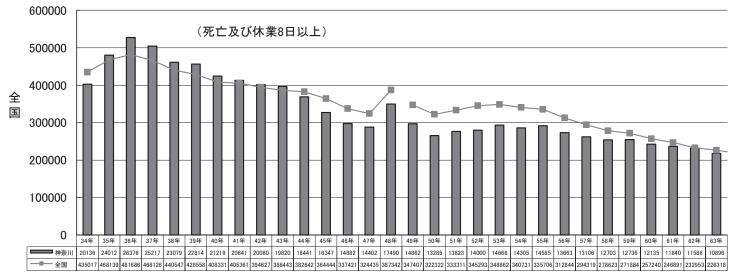
## 社会的制裁

- ・マスコミでの非難報道や風評
- 信用失墜、顧客離れ
- •経営不振→廃業

## 1 労働災害の推移

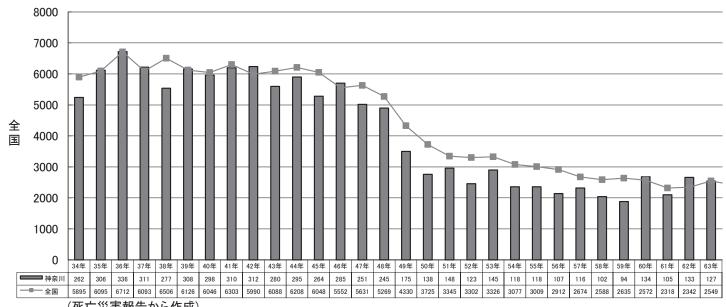
全国の労働災害による死亡者数は、昭和36年をピーク(死亡者6,712人)として、長期的には減少傾向を示しており、平成27年以降は死亡者数が千人を下回り、平成30年は過去最小の909人となりました。 死傷者についても長期的には減少傾向を示していますが、平成21年(105,718人)を底に、増減を繰り返し、微小な増加傾向が見受けられます。平成30年は、前年に比べ6,869人増加し127,329人となりました。

図1-1 労働災害による死傷者数の年次別推移



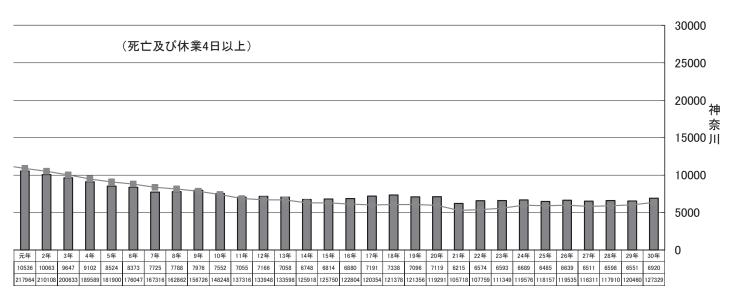
(全国データは労災給付データ及び労働者死傷病報告(労災非適)から作成。神奈川データは平成10年までは労災給付データ、 平成11年以降は労働者死傷病報告から作成)

図1-2 労働災害による死亡者数の年次別推移

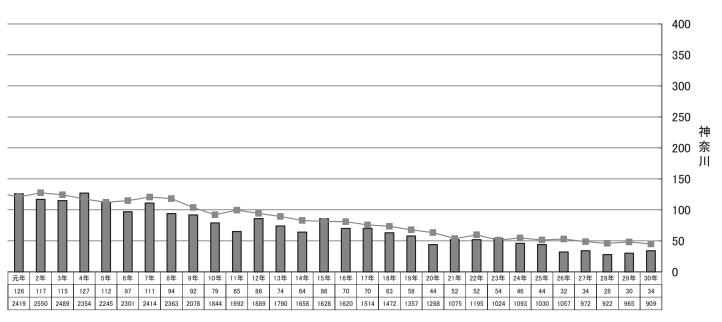


神奈川労働局管内の労働災害による死亡者数は、昭和36年の336人をピークとして長期的に減少傾向にあり、平成26年以降は40人を下回り、平成28年には28人と過去最少となりましたが、以降は2年連続増加して平成30年は34人となりました。

死傷者数も同様に長期的には減少傾向にありますが、平成21年(6, 215人)を底に、増減を繰り返し、平成30年は、前年に比べ369人増加し6, 920人となりました。



(平成23年は東日本大震災を直接の原因とする死傷者数を除いた数)

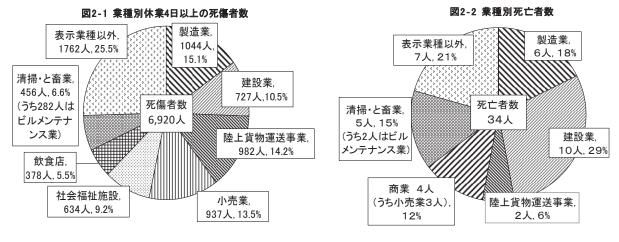


(平成23年は東日本大震災を直接の原因とする死亡者数を除いた数)

#### 2 業種別災害比率

休業 4 日以上の死傷者数 6,920 人を主要業種別に見ると、製造業 1,044 人(15.1%)、陸上貨物 運送事業 982 人(14.2%)、小売業 937 人(13.5%)、建設業 727 人(10.5%)の 4 業種で 53.3%を占めています。(図 2-1)

死亡者 34 人を主要業種別に見ると、建設業 10 人(29%)、製造業 6 人(18%)、清掃・と畜業 5 人(15%)(うち 2 人はビルメンテナンス業)、商業 4 人(12%)(うち 3 人は小売業)、陸上貨物運送事業 2 人(6%)となっています。(図 2-2)



平成30年 神奈川労働局労働者死傷病報告

平成30年 神奈川労働局死亡災害報告

### 3 業種別労働災害の推移

死傷者数の推移は、長期的減少傾向にある製造業と建設業では、製造業は平成27年からの微増が続き、建設業は過去最少となりました。運輸業(陸上貨物運送事業を含む運輸交通業と貨物取扱業の合計)は最近10年間のなかで最多となりました。また、これら以外の第三次産業を中心とした業種が増加傾向を示しています。(図3-1-1,図3-1-2参照)

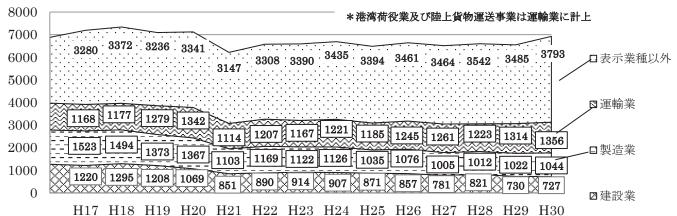
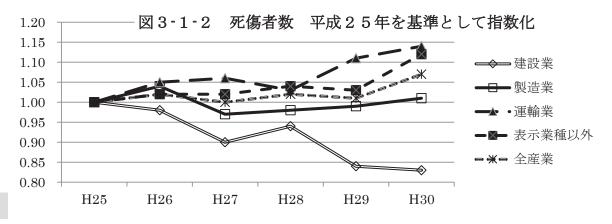
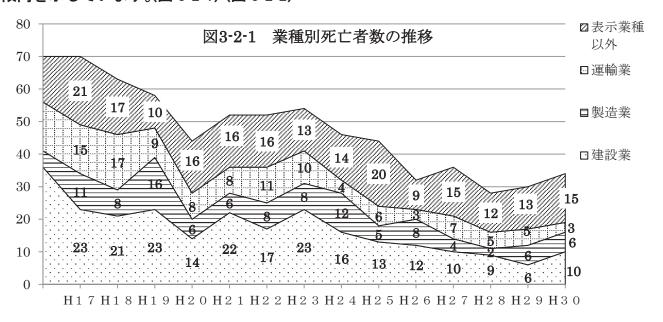


図3-1-1 業種別休業4日以上の死傷者数の推移

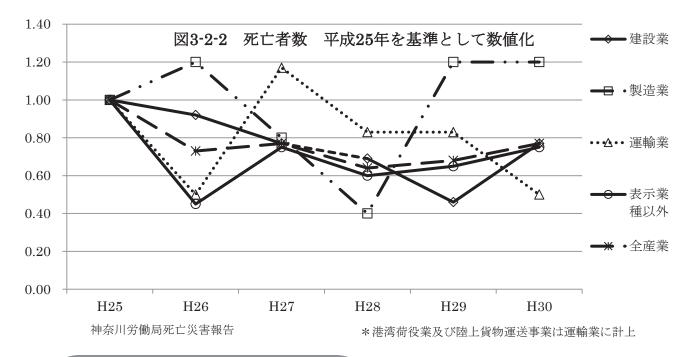


3

死亡者数については、製造業、建設業、運輸業は増減を繰り返すも長期的には減少傾向にありますが近年は鈍化しています。また、これら以外の第三次産業を中心とした業種は多発傾向を示しています。(図 3-2-1)(図 3-2-2)



\*港湾荷役業及び陸上貨物運送事業は運輸業に計上



## STOP!

## 転倒災害プロジェクト 神奈川

「滑り」「つまづき」「踏み外し」 等による転倒災害を防止しましょう。



全ての作業従事者に労働災害 防止を意識してもらうために、 Safe Work の標語で安全作業 を確認しましょう。

#### 4 事故の型別災害発生状況

全産業の休業 4 日以上の死傷災害を事故の型別に分類すると、転倒(24.0%) が最も多く、次いで動作の反動・無理な動作(17.1%)、墜落・転落(15.5%)、はさまれ・巻き込まれ(8.1%)、交通事故(道路)(7.5%)の順(図 4-1)(図 4-3)となっています。全産業の死亡災害については、墜落・転落(32.4%)、はさまれ・巻き込まれ(17.6%)、交通事故(道路)(14.7%)の順(図 4-2)になっています。第 13 次労働災害防止推進計画における重点業種、多発傾向にある業種については、下図に示すとおりです。

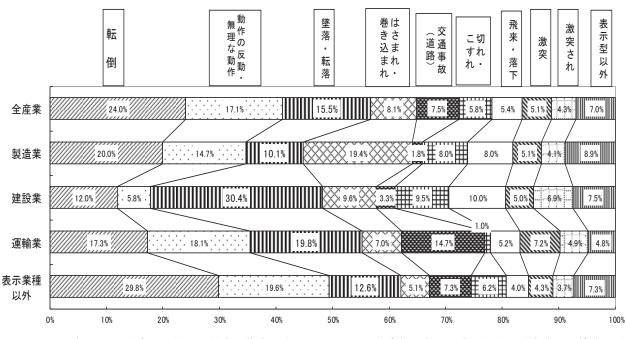


図4-1 事故の型別休業4日以上の死傷者割合

平成30年 神奈川労働局労働者死傷病報告

\*港湾荷役業及び陸上貨物運送事業は運輸業に計上

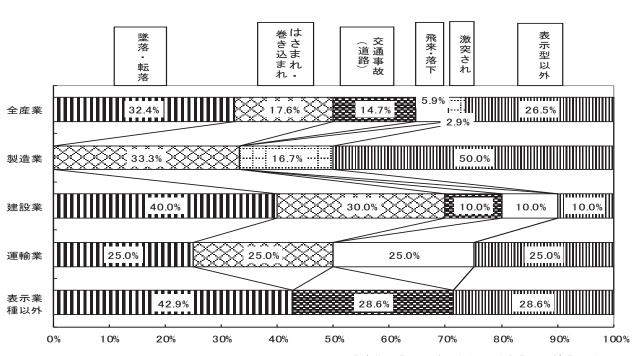


図4-2 事故の型別死亡者割合

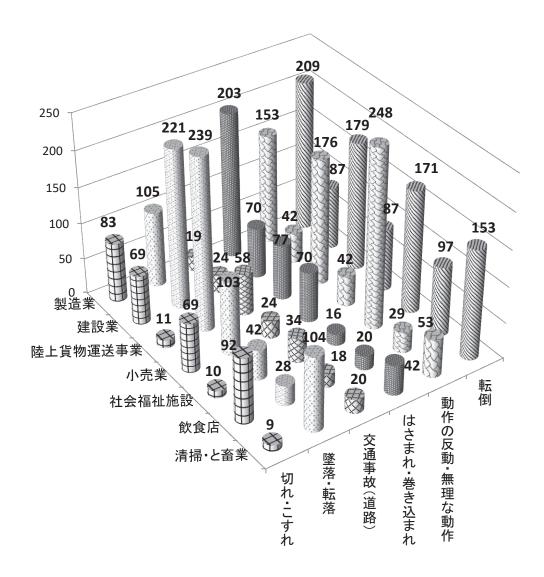
平成30年 神奈川労働局死亡災害報告

\*港湾荷役業及び陸上貨物運送事業は運輸業に計上

#### (1) 死傷災害の概要(図 4-3)

平成30年 神奈川労働局労働者死傷病報告

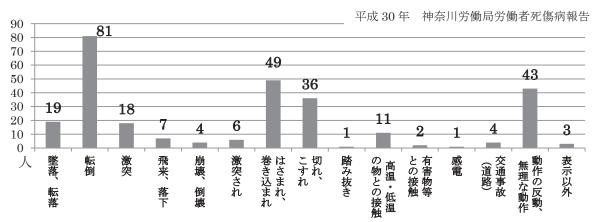
#### 労働災害が多く発生している業種について事故の型別に分類



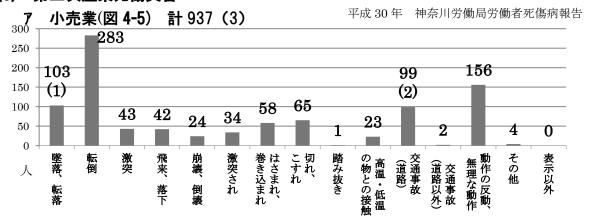
#### (2) 食料品製造業死傷災害(図 4-4)



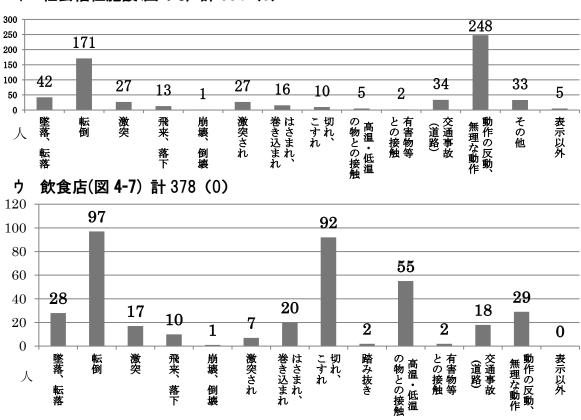
#### ( )は死亡者の数で内数(以下同じ)



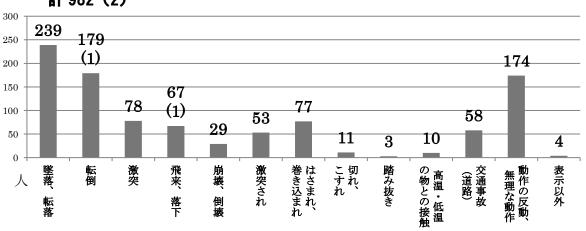
#### (3) 第三次産業死傷災害



#### イ 社会福祉施設(図 **4-6**) 計 634 (0)

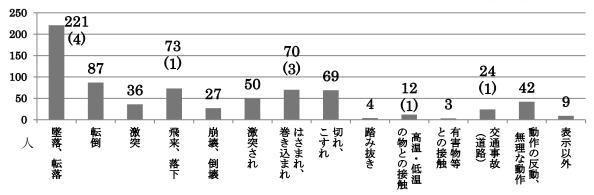


## (4) 陸上貨物運送事業(道路貨物運送業及び陸上貨物取扱業)死傷災害(図 4-8) 計 982 (2)



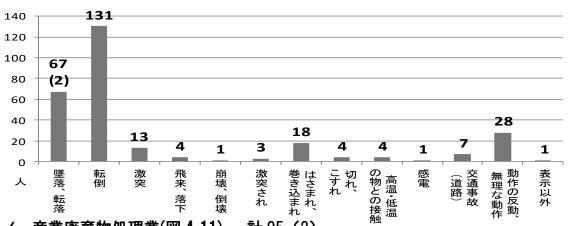
#### (5) 建設業死傷災害(図 4-9) 計 727 (10)

平成 30 年 神奈川労働局労働者死傷病報告

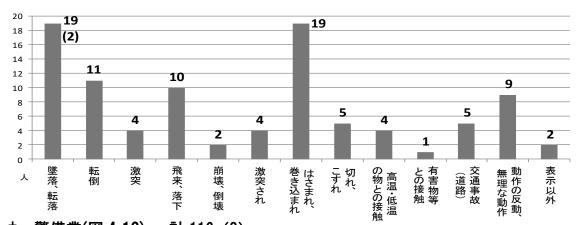


#### (6) 災害多発業種死傷災害

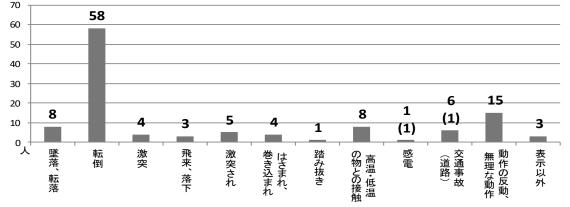
#### 7 ビルメンテナンス業(図 4-10) 計 282 (2)



#### イ 産業廃棄物処理業(図 4-11) 計 95 (2)



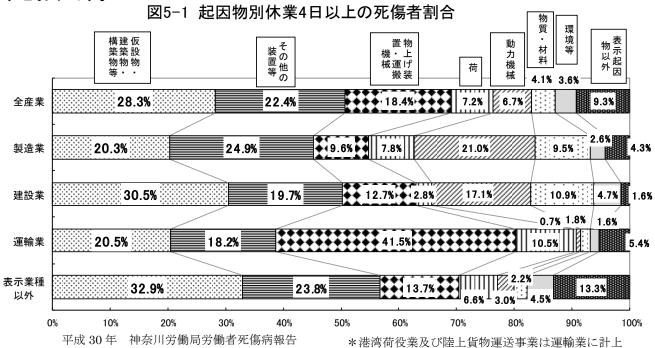
#### ウ 警備業(図 4-12) 計 116(2)

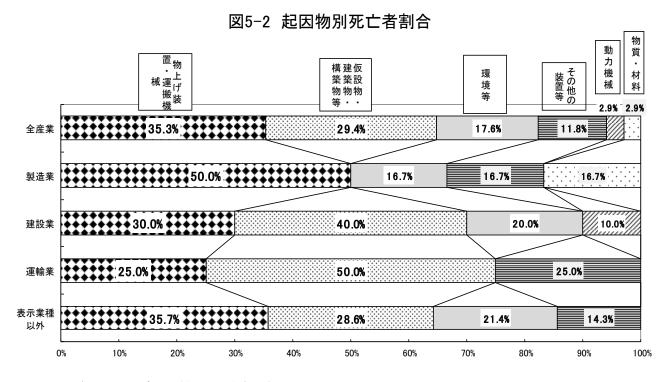


#### 5 起因物別災害発生状況

全産業の休業4日以上の死傷災害を起因物別に分類すると、仮設物・建築物・構築物等(28.3%)、その他の装置等(22.4%)、物上げ装置・運搬機械(18.4%)の順(図5-1)であり、死亡災害は、物上げ装置・運搬機械(35.3%)、仮設物・建築物・構築物等(29.4%)、環境等(17.6%)の順(図5-2)になっています。

第 13 次労働災害防止推進計画における重点業種、多発傾向にある業種については、下図に示すとおりです。

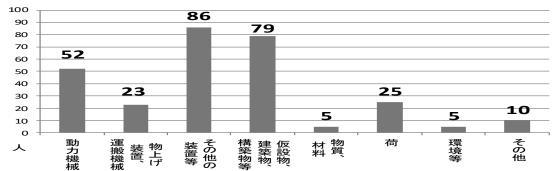




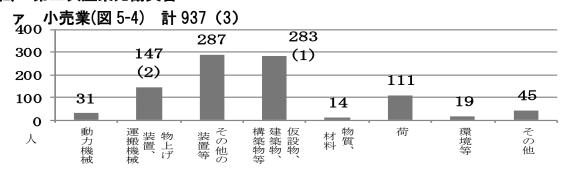
平成 30 年 神奈川労働局死亡災害報告

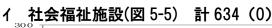
\*港湾荷役業及び陸上貨物運送事業は運輸業に計上

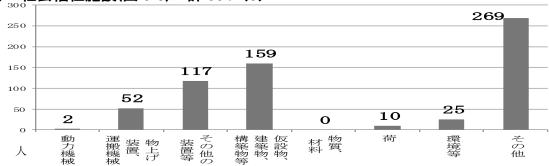
#### (1) 食料品製造業死傷災害(図 5-3) 計 285 (0) 平成 30 年 神奈川労働局労働者死傷病報告



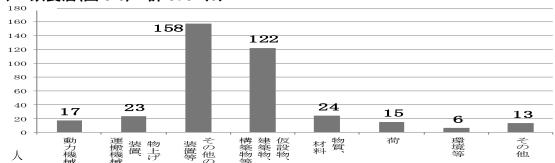
#### (2) 第三次產業死傷災害



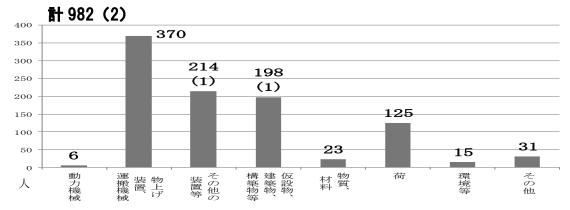




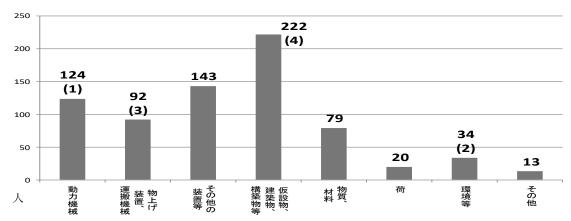
#### ウ 飲食店(図 5-6) 計 378 (0)



## (3) 陸上貨物運送事業(道路貨物運送業及び陸上貨物取扱業)死傷災害(図 5-7)

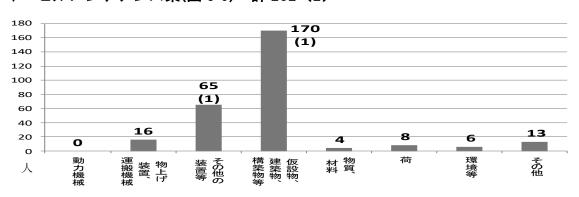


## (4) **建設業死傷災害(図 5-8)** 計 727 (10) 平成 30 年 神奈川労働局労働者死傷病報告

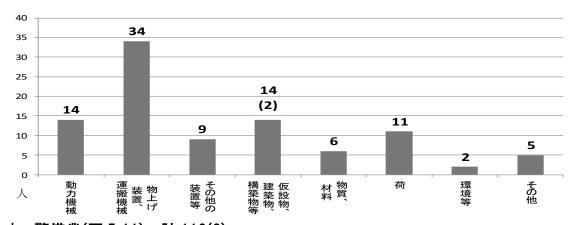


#### (5) 災害多発業種**死傷災害**

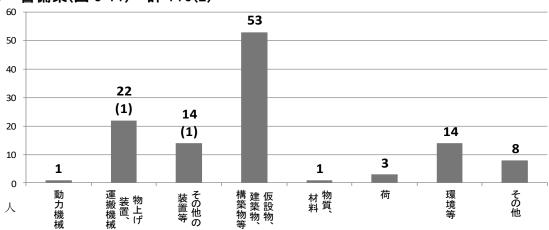
#### ビルメンテナンス業(図 5-9) 計 282 (2)



### 産業廃棄物処理業(図 5-10) 計 95 (2)



#### 警備業(図 5-11) 計 116(2)



#### 6 年齢階層別災害発生状況

平成30年の休業4日以上の死傷者数を年齢階層別に見ると、50歳以上の労働者層の 災害は全産業で全体の48%を占め、高年齢労働者の占める割合が高い状況となっていま す。(図6-1)

死亡者数は、全産業で全体の 59%を 50歳以上の高年齢労働者層で占めている状況となっています。(図 6-2)

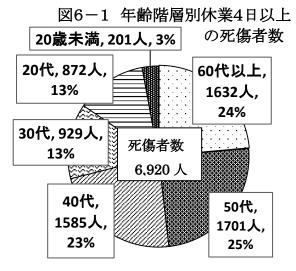
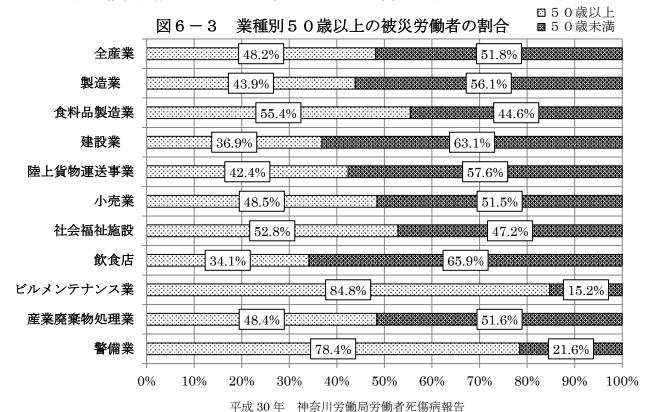


図6-2 年齢階層別死亡者数 20歳未満,1人,3% 20代,1人, 3% 60代以上. 30代.7人. 13人, 21% 死亡者数 38% 34人 40代,5人, 50代, 15% 7人, 21%

平成 30 年 神奈川労働局労働者死傷病報告

平成 30 年 神奈川労働局死亡災害報告

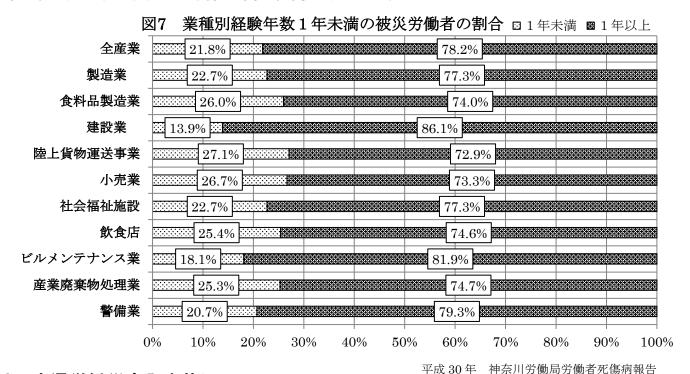
50歳以上の労働者が全被災者に占める割合を業種別(第13次労働災害防止推進計画の重点業種や年間100件を超えた業種)で見ると、ビルメンテナンス業84.8%、警備業78.4%、社会福祉施設52.8%と全産業48.2%に比べ高い比率になっています。(図6-3)



12

#### 7 経験年数別災害発生状況

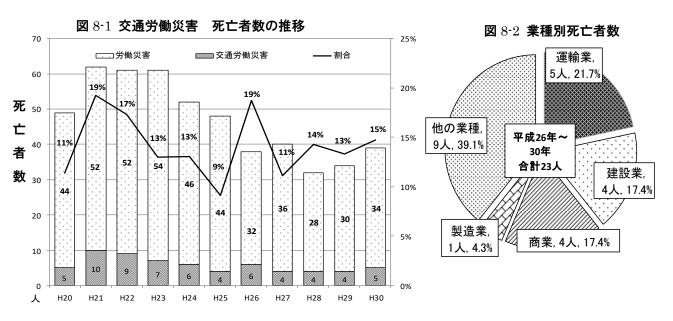
平成30年の休業4日以上の死傷者数のうち、経験年数が1年未満で被災した労働者数の割合は全産業で21.8%を占めています。また、業種別では陸上貨物運送事業が27.1%と最も高く、小売業26.7%、食料品製造業26.0%、飲食店25.4%の順となっており、第三次産業での経験年数1年未満の労働者が被災する割合が高い傾向があります。(図7)



### 8 交通労働災害発生状況

交通労働災害による死亡者数の推移については、全労働災害の死亡者数に占める交通労働災害の死亡者数の割合は、平成22年から減少傾向を示していたものの、平成26年に大幅に増加し、平成27年に減少があった以降、増加傾向を示しています。(図8-1)

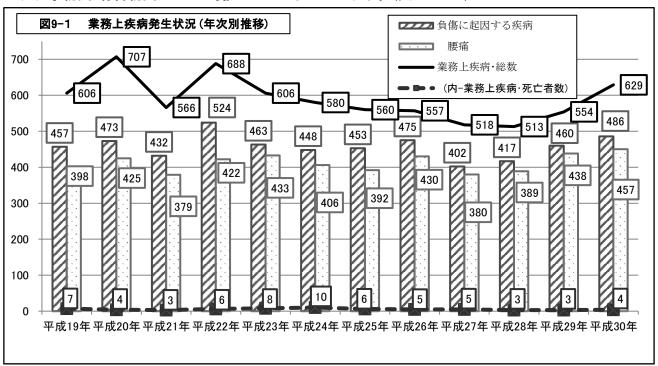
過去 5 年間の交通労働災害による死亡者を業種別に見ると、運輸業が 21.7%と最も多く、次いで、建設業 17.4%、商業 17.4%、製造業 4.3%の順となっています。(図 8-2)



平成 30 年 神奈川労働局死亡災害報告

#### 9 業務上疾病発生状況

平成30年の休業4日以上の業務上疾病件数は629件で、平成23年以降、漸減傾向を示していましたが、増加に転じています。業務上疾病の内訳では、負傷に起因する疾病が486件と最も多く、さらにその多くは災害性腰痛(450件)が占めています。(図9-1・9-3、表9-1)平成30年の業務上疾病による死亡者数は4人で、いずれも熱中症によるものでした。平成23~30年の8年間でみると、業務上疾病による死亡者数44人のうち、脳・心臓疾患が27人で最も多く、次に熱中症の10人、精神障害(自殺)が3人、酸欠・一酸化炭素中毒等が3人、化学物質・有害物質へのばく露が1人となっています。(図9-2・9-4)



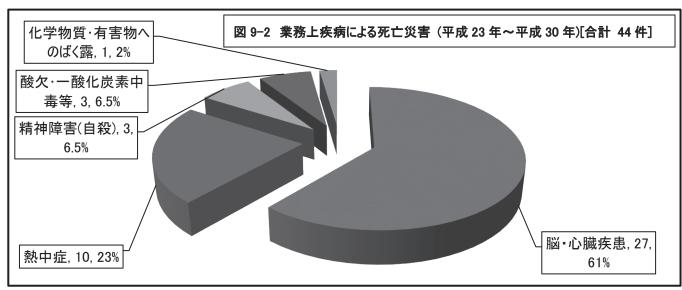
疾病分类	年次	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
	負傷に起因する疾病 総数	463	448	453	475	402	417	460	486
	[うち災害性腰痛]	420	406	392	429	379	384	434	450
	[うち死亡者数]	0	0	0	1	0	0	0	0
	有害光線による疾病		1	1		2		1	
物	電離放射線による疾病								
理的	異常気圧下における疾病		1						
因	異常温度条件による疾病	(2) 44	29	(3) 42	(1) 25	32	26	34	(4) 78
子	騒音による耳の疾病	1	1				1		
	上記以外の原因による疾病	2	7			1	1	1	
	重激業務による運動器疾患と内臓脱	7	10	1	2	1	4	5	3
作	負傷によらない業務上の腰痛	13			1	1	5	4	9
業態 様	振動障害								
様	手指前腕の障害及び頸肩腕症候群	14	12	20	9	13	19	12	19
	上記以外の原因による疾病	11	5	4	2	2	2	1	7
物 質学 等	酸素欠乏症					(1) 1	1		
等学	化学物質による疾病(がんを除く)	7	(1) 12	8	(2) 5	17	8	6	5
じん	肺症及びじん肺合併症	11	12	7	12	6	7	8	3
病原	原体による疾病	10	16	11	9	27	10	8	10
がん	原生物質等による疾病								
過重	を   な業務による脳血管疾患・心臓疾患等	_	_	_	3	(4) 4	(3) 5	(3) 5	4
強し	心理的負荷を伴う業務による精神障害		_	_	(1) 1	4	4	4	1
その	)他の業務に起因することの明らかな疾病	(6) 23	(9) 26	(3) 13	19	5	2	5	3
	合 計	(8) 606	(10) 580	(6) 560	(5) 557	(5) 518	(3) 513	(3) 554	(4) 629

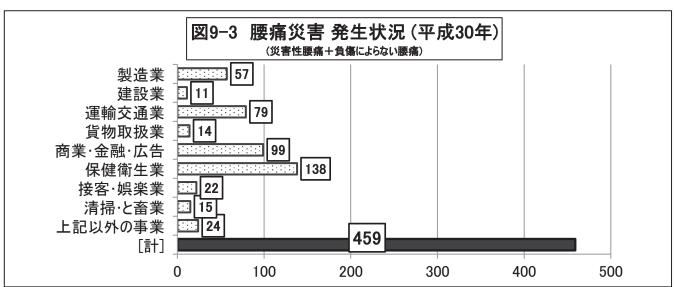
注1 労働者死傷病報告により休業4日以上の業務上疾病災害の数を集計、()内は死亡数で内数である。

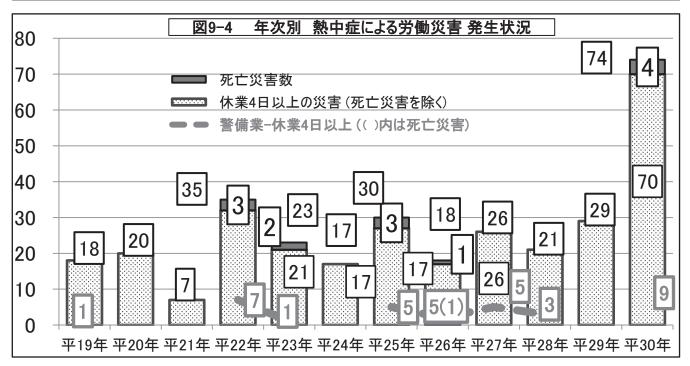
図・表の統計数値-いずれも、神奈川労働局 労働者死傷病報告 から

注2 じん肺症及びじん肺合併症については、当該年中に療養が必要と決定された人数である。

注3 脳血管・心臓疾患等、精神障害等については平成26年から集計している。



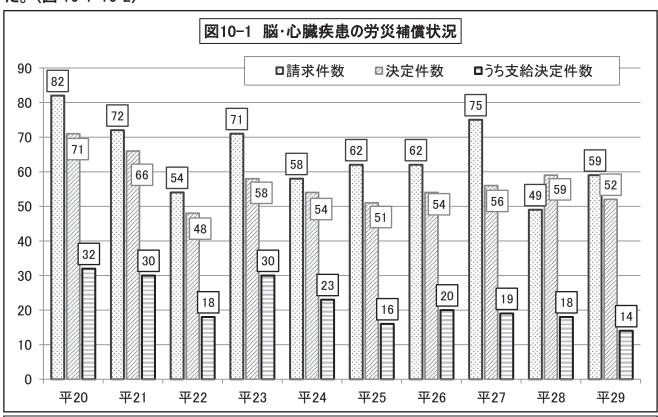


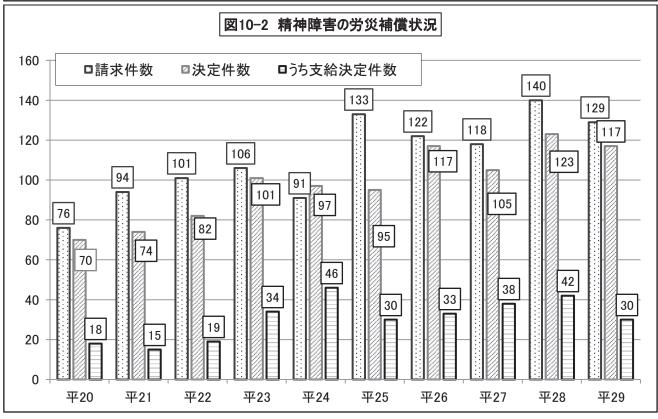


図・表の統計数値-いずれも、神奈川労働局 労働者死傷病報告 から

## 10 労災保険給付等状況(脳・心臓疾患及び精神障害)

平成 29 年度の労災保険給付における脳・心臓疾患の請求件数は 59 件(前年度比 +10)、業務上としての労災支給決定件数は 14 件(前年度比 △4)、精神障害等の請求件数は 129 件(前年度比 △11)、業務上支給決定件数は 30 件(前年度比 △12)でした。(図 10-1・10-2)

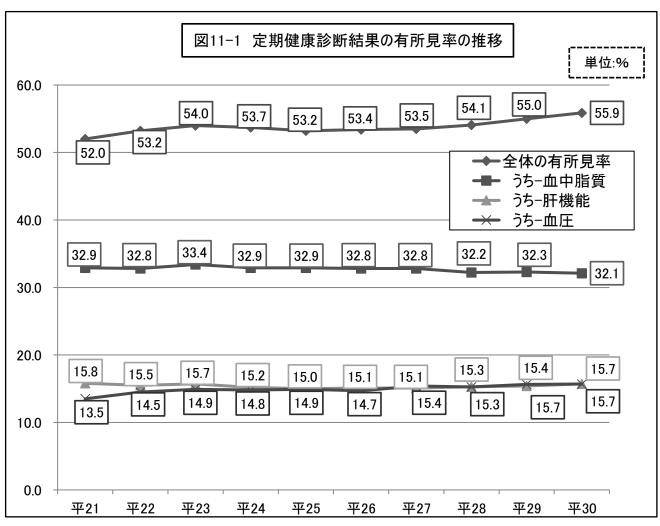




## 11 健康診断結果

平成 30 年の定期健康診断の結果、何らかの所見のあった者の割合(有所見率)は 55.87%で、平成 29 年から 0.88 ポイント増加しました。全国平均(55.51%)に比較した有所見率は平成 30 年もまた全国平均を上回りました。(表 11-1、図 11-1・11-2) 特殊健康診断では、鉛業務、特定化学物質で有所見率が前年を上回りましたが、電離放射線、有機溶剤の有所見率は前年をやや下回りました。(表 11-2、図 11-3)

(統計数値は全て、神奈川労働局 定期健康診断結果報告・特殊健康診断結果報告 から)



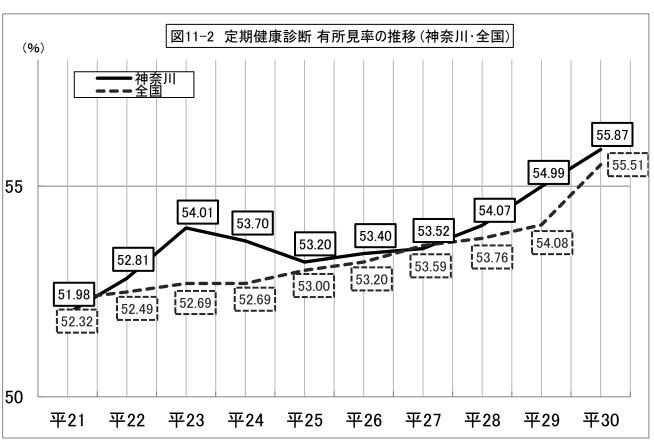
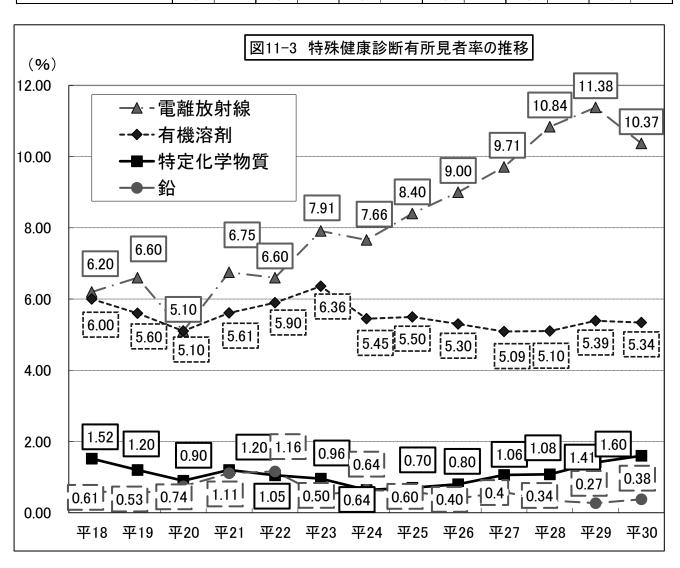


表11-2 年次別特殊健康診断実施状況

	年 次	平成	'	. ,,,	26年	平成	•		28年		30年		30年
	実施事業場数	4,536		4,761		4,922		5,206		5,7	28	5,2	270
種 類	業務別	受 診 労働者数	有所見率	受 診 労働者数	有所見率	受 診 労働者数	有所見率	<ul><li>受 診</li><li>労働者数</li></ul>	有所見率	受 診 労働者数	有所見率	受 診 労働者数	有所見率
規	有機溶剤	43,595	5.5	43,875	5.3	44,630	5.1	44,056	5.10	44,345	5.06	44,205	5.34
則	鉛	4,170	0.6	3,978	0.4	4,112	0.6	3,564	0.34	4,058	0.30	4,263	0.38
(こ	四アルキル鉛	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.00	0	0.00	0	0.00
ኔ	電離放射線	17,994	8.4	19,461	9.0	20,366	9.7	19,852	10.84	19,182	11.21	19,187	10.37
る	特定化学物質	25,398	0.7	30,488	0.8	44,408	1.1	50,167	1.08	53,199	1.02	55,807	1.60
ŧ	高気圧	188	2.1	151	0.7	199	2.5	183	7.10	173	7.51	272	0.37
の	石 綿	3,004	1.9	2,893	1.28	3,030	2.11	1,830	3.06	2,931	1.91	3,336	2.07
	小 計	94,349	4.42	100,846	4.34	116,745	4.14	117,822	4.26	120,957	4.15	123,734	4.30
	紫外線・赤外線	5,475	1.3	5,693	1.3	5,885	2.0	5,697	1.86	6,030	1.76	6,138	2.35
	騒 音	20,218	14.0	19,751	13.0	22,573	10.4	19,168	14.03	22,165	12.14	22,165	11.44
	マンガン等	132	0.0	263	0.0	142	0.0	147	0.00	199	0.00	184	9.24
指	有機りん剤	98	0.0	102	0.0	92	0.0	54	0.00	98	0.00	95	0.00
導	亜硫酸ガス	50	0.0	37	2.7	38	0.0	47	12.77	33	18.18	29	0.00
勧	脂肪族の塩化または臭化化合物	82	0.0	103	0.0	91	0.0	62	0.00	163	0.00	46	21.74
奨	砒素(三酸化砒素を除く)	149	0.7	156	3.2	158	0.0	191	3.14	166	3.61	134	1.49
(こ	メチレンジフェニルイソシアネート	226	0.4	227	0.0	180	0.0	229	0.00	231	0.00	253	3.16
ኔ	振動工具(チェンソー以外)	4,631	6.5	4,227	6.7	4,141	9.3	4,192	9.92	4,604	9.04	4,593	8.67
る	重量物	589	12.6	727	14.0	660	7.7	891	12.01	669	15.99	1,022	13.99
ŧ	引金付工具	3,436	2.8	2,987	4.9	2,898	4.6	2,897	4.76	3,594	3.84	3,900	6.46
の	VDT作業	33,839	3.8	33,485	2.7	35,150	3.0	36,242	3.56	32,522	3.97	34,176	3.65
	レーザー機器	2,862	1.8	1,721	4.7	2,069	4.2	1,947	4.16	1,941	4.17	2,272	2.99
	その他	114	5.3	175	2.9	121	11.6	166	9.64	130	12.31	859	2.67
	小 計	71,901	6.6	69,654	6.0	74,198	4.21	71,930	6.75	72,545	6.69	75,866	6.48
	合 計	163,246	5.4	167,607	5.1	187,913	4.8	189,752	5.20	193,502	5.10	199,600	5.13



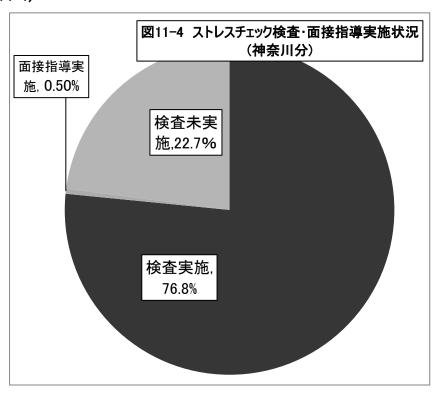
じん肺健康診断の有所見者数は堅実に減少しており、有所見率(0.10%)も全国平均 (0.74%)を下回っています。(表 11-3) (じん肺健康管理実施状況報告から)

表11-3	じん肺健康管理実施状況
12 1 0	

年	じん肺健診		有所見	見者数		有所見	[率(%)
4	受診労働者数	管理2	管理3	管理4	計	神奈川	全国
15	10,437	135	45	2	182	1.7	4.0
16	10,309	168	54	0	222	2.2	3.6
17	11,204	113	33	0	146	1.3	3.1
18	12,800	109	43	0	152	1.2	2.7
19	11,419	84	31	0	115	1.0	2.3
20	11,498	102	10	14	126	1.1	2.2
21	11,785	65	4	1	70	0.6	2.0
22	12,514	62	20	0	82	0.7	1.6
23	11,023	51	14	0	65	0.6	1.4
24	11,769	37	7	0	44	0.4	1.3
25	10,703	27	4	0	31	0.3	1.0
26	11,036	22	2	1	25	0.2	0.9
27	13,599	25	6	3	34	0.3	1.0
28	11,613	10	0	1	11	0.09	0.66
29	10,502	13	0	0	13	0.12	0.64
30	14,740	13	1	1	15	0.10	0.74

※ 本統計には随時申請によるものは含まない。

平成 30 年に実施されたストレスチェック制度に関し、平成 31 年 4 月 18 日現在、提出のあった事業場において検査を実施したのは対象労働者のうち 76.8%、このうち、医師による面接指導を受けたのは 全体の 0.50%という状況になっています。(図 11-4、表 11-4)



## 表11-4 平成30年「心理的な負担の程度を把握するための検査」実施状況(規模別) 平成31年4月18日 現在

神奈川

		松木中佐	<b>左 </b>		検査を受け	た労働者数		+ ±	Ī	面接指導を受	けた労働者数	Į	五位化道	集団ごとの分析	の実施の有無
規	模	検査実施 事業場数	在 籍 労働者数	検	査を実施した	者	合計	検 査 実施率	面接扣	面接指導を実施した医師		合計	面接指導 実施率	分析あり	分析なし
		于不勿以	刀刺口纵	専任産業医	専属医師等	非専属医師等		ヘルロー	専任産業医	専属医師等	非専属医師等		大心十	事業場数	事業場数
50^	<b>-</b> 99	1,348	95,601	37,093	3,999	25,505	66,597	69.66%	391	16	51	458	0.69%	1,094	254
100	~299	1,008	161,238	66,352	8,248	44,712	119,312	74.00%	528	13	74	615	0.52%	863	145
300	~999	248	110,054	56,489	8,629	24,908	90,026	81.80%	328	22	23	373	0.41%	227	21
1000	) <b>~</b>	36	61,575	36,086	942	16,977	54,005	87.71%	158	12	0	170	0.31%	35	1
合	計	2,640	428,468	196,020	21,818	112,102	329,940	76.77%	1,405	63	148	1,616	0.50%	2,219	421

全国計

		松木中长	+ <b>你</b>	検査を受けた労働者数 佐 籍 検査を実施した者 🛕 🚓		た労働者数		₩ *	Ī	面接指導を受	けた労働者数	Ţ	工拉化送	集団ごとの分析	の実施の有無
規	模	検査実施 事業場数	<b>労働</b> 者数			合計	検 査 実施率		面接指導を実施した医師		合計	面接指導 実施率	分析あり	分析なし	
		于不勿以	刀倒石奴	専任産業医	専属医師等	非専属医師等	Πāl	天心午	専任産業医	専属医師等	非専属医師等	口削	大心十	事業場数	事業場数
50	<b>~</b> 99	23,170	1,676,187	653,490	97,061	546,023	1,296,574	77.35%	6,187	372	1,037	7,596	0.59%	188,428	4,742
100	~299	15,439	2,416,392	970,760	179,774	750,960	1,901,494	78.69%	7,962	319	1,194	9,475	0.50%	12,845	2,594
300	~999	3,165	1,478,700	722,603	148,106	331,824	1,202,533	81.32%	4,102	393	362	4,857	0.40%	2,815	350
1000	<u>~</u>	397	682,872	424,401	48,151	101,268	573,820	84.03%	2,198	217	86	2,501	0.44%	373	24
合	羋	42,171	6,254,151	2,771,254	473,092	1,730,075	4,974,421	79.40%	20,449	1,301	2,679	24,429	0.49%	204,461	7,710

(図 11-4、表 11-4 とも、「心理的な負担の程度を把握するための検査等報告書」から)

## 12 『神奈川労働局 第 13 次労働災害防止推進計画』の概要

神奈川労働局 平成31年4月作成

#### 計画期間

※平成30年度~令和4年度(5か年計画)

#### 計画の全体目標

- \*令和4年までに、神奈川県内の労働災害による死亡者数を15%以上減少(平成29年比)
- \*令和4年までに、神奈川県内の労働災害による死傷者数を5%以上減少(同上)

【平成29年(比較基準年): 死亡者数30人、死傷者数6551人】

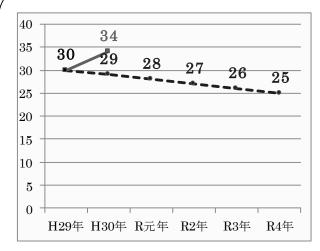
【令和4年(最終目標): 死亡者数25人以下、死傷者数6223人以下】

#### 7つの重点事項

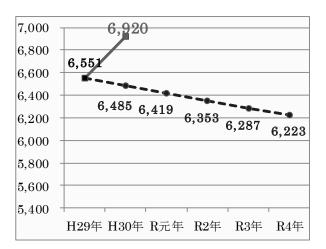
- (1) 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進
- (2) 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進
- (3) 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進
- (4)疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進
- (5) 化学物質等による健康障害防止対策の推進
- (6)企業・業界単位での安全衛生の取組の強化
- (7)安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進

#### 令和4年目標への各年の具体的数値目標

#### ≪死亡者数≫



#### ≪死傷者数≫



(点線のグラフは平成30年計画策定時の最終目標までの指標数値)

#### 重点事項ごとの具体的取組

#### 1 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進

#### (1) 建設業における墜落・転落災害等の防止

\*墜落・転落災害防止対策の徹底 \*解体工事における安全対策の徹底 \*令和2年東京オリンピック・パラリンピック関連工事及びインフラ整備工事の増大に伴う対策の徹底 \*自然災害時、災害復旧時の工事における安全対策の徹底 \*伐木等の作業における安全管理の徹底 \*安全教育の徹底 \*「危険の見える化」措置の活用促進 \*建設業労働災害防止協会神奈川支部・各分会との連携の強化 \*熱中症予防対策の徹底

#### (2) 製造業における施設、設備、機械等に起因する災害の防止

\*「機械の包括的な安全基準に関する指針」によるリスクアセスメントの実施の促進 \*「はさまれ・巻き込まれ」災害の防止を重点とした、機械設備の本質安全化等災害防止対策の徹底 \*「危険の見える化」措置の活用促進 \*(公社)神奈川労務安全衛生協会本部・各支部や神奈川工業会等の関係団体との連携強化

#### (3) 熱中症対策

\*早期警戒及び適切な作業計画による予防対策の徹底 \*健康管理等の徹底及び早めの対処等による重症化の防止 \*JIS 規格に適合した WBGT 値測定器の普及促進及び WBGT 値の測定とその結果に基づく必要な措置の推進 \*建設業等における先進的な取組の紹介や労働者等向けの教育ツールの普及促進

#### 2 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進

#### (1) 労働者の健康確保対策の強化

\*企業における健康確保措置の推進 \*産業医・産業保健機能の強化

#### (2) 過重労働による健康障害防止対策の推進

\*長時間労働者に対する医師による面接指導の対象者の見直しや労働時間の客観的な把握等、労働者の健康管理対策を強化

#### (3) 職場におけるメンタルヘルス対策等の推進

\*各事業場における総合的なメンタルヘルス対策の推進 \*神奈川産業保健総合支援センターによる支援 \*労働者の心の健康の保持増進のための指針に基づく取組の推進 \*各事業場におけるパワーハラスメント対策の推進 \*令和2年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を活用した健康促進

#### 3 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進

#### (1) 災害の件数が増加傾向にある又は減少がみられない業種等への対応

#### (ア) 第三次産業対策(社会福祉施設、小売業・飲食店)

\*多店舗展開企業等に対する取組 \*「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」の実施 \*多店舗展開企業等の本社等に対する指導の実施 \*多店舗展開企業等以外の重点業種の事業場に対する指導の実施 \*業界単位での労働災害防止対策の推進 \*中央労働災害防止協会との連携 \*安全衛生教育の推進 \*転倒災害、腰痛災害防止の推進 \*危険の見える化の推進

#### (イ) 陸上貨物運送事業対策

\*①墜落・転落、②荷崩れ、③フォークリフト使用時の事故、④無人暴走、⑤トラック後退時の事故(以下「荷役 5 大災害」という。)の防止対策の推進 \*陸運事業場への支援 \*「荷役作業における安全ガイドライン」、「交通労働災害防止のためのガイドライン」及び「職場における腰痛予防対策指針」に基づく荷役作業の労働災害防止対策の普及促進 \*陸運事業者及び荷主等による連絡協議会の推進 \*陸上貨物運送事業労働災害防止協会神奈川県支部との連携

#### (ウ) 転倒災害の防止

\*「STOP!転倒災害プロジェクト神奈川」の効果的な展開 \*「ころばNICEかながわ体操」の周知及び活用促進

#### (エ)腰痛災害の予防

\*安全衛生教育の確実な実施 \*ストレッチを中心とした腰痛予防体操の推進 \*介護等の施設管理者と現場職員を対象としたセミナーへの参加勧奨 \*介護労働者の身体的負担軽減を図る介護機器の導入促進 \*荷物の積み卸し等の定型的な重筋業務に対する機械等の普及促進 \*陸上貨物運送事業労働災害防止協会神奈川県支部との連携

#### (才)交通労働災害対策

\*春・秋の交通安全運動等の時期に合わせた教育の推進 \*「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知徹底

#### (力) クレーン、移動式クレーンの玉掛け作業に起因する労働災害の防止

\*規則改正された3t未満の移動式クレーンに係る過負荷防止装置構造規格についての周知徹底 \*「玉掛け作業の安全に係るガイドライン」に定める事項の周知徹底

#### (キ) 職場における「危険の見える化」の推進

\*「危険の見える化」に配慮した労働災害防止に関する標識、掲示等の普及促進 \*「危険の見える化」について神奈川局ホームページを活用した情報提供

#### (2) 高年齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者及び障害者である労働者の労働災害の防止

\*高年齢労働者に配慮した職場環境の改善 \*転倒災害や腰痛予防のための取組強化 \*(改正予定)「高年齢労働者に配慮した職場改善マニュアル」及び企業の取組事例について、神奈川労働局ホームページ等を活用した周知活動の推進 \*「危険の見える化」措置の活用促進

#### 4 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進

#### (1) 企業における健康確保対策の推進、企業と医療機関の連携の促進

\*法定の健康診断やその結果を踏まえた就業上の措置のみならず、労働者の健康管理に関して、経営トップの取組方針の設定・表明等、企業の積極的な取組を促進 \*労働者自ら健康の保持増進に努めるよう啓発

#### (2)疾病を抱える労働者を支援する仕組みづくり

\*労働者の治療と職業生活の両立支援に取り組む企業に対する支援等を推進 \*神奈川産業保健総合支援センター等に配置される「両立支援コーディネーター」の活用を促進

#### 5 化学物質等による健康障害防止対策の推進

#### (1) 化学物質による健康障害防止対策

\*「化学物質等による危険性又は有害性の調査に関する指針」を踏まえたリスクアセスメントの実施の促進 \*がん原性指針上の対象物質の有害性に関するラベル表示及びSDS 交付等、化学物質譲渡・提供者に係る基礎資料の整備を捉進

#### (2) 石綿による健康障害防止対策

\*建築物解体工事について、石綿使用の把握漏れ防止の徹底や石綿による健康障害防止対策について周知徹底 \*労働安全衛生法に基づく届出等や石綿ばく露防止対策等を徹底

#### (3)受動喫煙防止対策

\*受動喫煙防止対策の必要性及び支援制度の周知・啓発

#### (4) 粉じん障害防止対策

\*「第9次粉じん障害防止総合対策」に基づく粉じん障害防止対策の徹底

#### 6 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化

#### (1) 安全衛生専門人材の育成、専門人材の活用

\*安全衛生専門人材の育成及び事業場外の専門人材の活用

#### (2)企業のマネジメントへの安全衛生の取込

\*安全衛牛優良企業公表制度及び健康経営について周知

#### (3) 労働安全衛生マネジメントシステムの普及と活用

\*国際規格 | SO45001の発効に合わせた、労働安全衛生マネジメントシステムの普及促進 \* 改訂を予定している労働安全衛生マネジメントシステムの指針の普及促進

#### (4) 関係行政機関及び働き方の多様化に対応した対策の推進

\*関係行政機関との連携・協働 \*国、神奈川県、各市町村との連携・協働 \*専門家との連携・協働 \*労働災害防止団体との連携・協働 \*業界団体との連携・協働 \*産業保健機関等との連携・協働

#### 7 安全衛生教育及び人材育成の推進

- \*「安全衛生教育推進要綱」に基づく教育及び研修の推進 \*労働者の生涯を通じた安全衛生教育等の実施管理体制の確立
- \*「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」に示す安全衛生教育について周知・指
- 導 \*派遣労働者に対する教育の徹底 \*事業者団体及び安全衛生団体に対する指導・援助

## 重点対策の目標設定

※平成30年から令和4年の上段は目標値、下段は実績を示す

		業 種	種別	平成 29 年	減少目標	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4年			
			死亡	25 +		29	28	27	26	<b>2</b> T			
			者数	30	15%減少	34	20	21	20	2			
		全業種	死傷			·	C /1C	6 252	£ 207				
			者数	6,551	5%減少	6,485 <i>6920</i>	6,416	6,353	6,287	6,22			
			死傷			830	821	813	805				
		小 売 業	者数	839	5%減少	937	021	010	303	79			
災			死傷			623	625	627	629				
	社	会福祉施設 ※	者数	621	5%減少	634	020	02.	020	63			
害			死傷			360	356	352	348				
<u> </u>		飲食店	者数	364	5%減少	378	000	002	0.10	34			
			死傷			915	905	896	887				
減	陸.	上貨物運送事業	者数	925	5%減少	982				87			
			死亡			5	5	5	5				
			者数	6	15%減少	10							
少		建 設 業	死傷		10%減少	715	700	685	671				
			者数	730		727				65			
ŀ			死亡			5	5	5	5				
			者数	6	15%減少	6							
	製 造 業		死傷			1,000	979	959	939				
			者数	1,022	10%減少	1044				9:			
建東	火	タルヘルス対策	<ul><li>① メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上(56.6%:平成28全国値)とする。</li><li>② ストレスチェック結果に基づき集団分析を実施した労働者50人以上の事業場の割合を85%以上(78.7%:平成29神奈川)とする。</li></ul>										
確		. <del></del>	死傷	50	F0/ <del>4-6</del> .l.	57	56	55	54	_			
保		小売業	者数	58	5%減少	65				5			
			死傷		/>>	131	131	131	131				
職 業	腰痛	社会福祉施設 ※	者数	131	5%減少	108				13			
性	予防 対策	_	死傷			10	10	10	10				
疾	NA	飲食店	者数	11	5%減少	10				1			
病			死傷	1		69	68	67	66				
			者数	70	5%減少					6			
対 策		運送事業	70 5%減少 50 66 熱中症による死亡者数を平成 25 年から平成 29 年までの 5 年間と比較して、平成 30 年から令和 4 年までの 5 年間で 5 %以上減少させる (5 年間で 3 人以下→平成 30 年末現										

- 注 1) 「災害減少」の「種別」欄の「死傷者数」は、死亡及び休業 4 日以上の災害の略である。
- 注 2) 「災害減少」の「令和 4 年最終目標」欄の「○○%減少」は、「平成 29 年の災害発生件数に対して令和 4 年までに、○○%以上減少させる」の略である。
- 注3)社会福祉施設については、過去の労働者の増加状況から令和4年の労働者数を予測し、これを基に死傷年千人率を算定し、減少目標数を導き出したものである。

## 13 平成30年に発生した死亡災害の概要

番号	発生月	業種	起因物	発 生 概 要
шу	発生時刻	事業場規模	事故の型	30 ± 1% ×
1	1月	清掃・と畜業	はしご等	脚立を使用してカーテンの取付け作業中、高
	16時頃	300名以上	墜落、転落	さ2メートルの位置から墜落したもの。
2	1月	小売業	階段、桟橋	被災者が店舗の1階床で倒れているのを後から出勤してきた労働者が発見したもの。 目撃者はいないが、建物の2階部分に事務所があり、扉の開錠が行われていたことから、被
	9時頃	~9名	墜落、転落	災者は出勤後、2階に上がったあと階段を転落したものと推定される。
3	1月	土木工事業	立木等	護岸工事の工事用道路を敷設するにあたり、 支障となる立木(高さ約20m、幹の直径約30c m)を伐木する作業を行っていた。被災者が、 地上高さ約80センチメートルの箇所をチェーン
	9時頃	10名~29名	飛来、落下	ソーで切断していたとき、幹が途中から裂け、 隣接する立木に倒れかかり、その立木との間に はさまれたもの。
4	1月	清掃・と畜業	通路	工場内の計器の巡視を行っていた被災者が、 通路内の開口部より15メートル下に墜落したも の。当日、工場内で機械据付工事のため、通路 の床(グレーチング)を取り外し、機械搬出用の
	21時頃	50名~99名	墜落、転落	開口部(約1m×約1m)として使用していたが、 作業終了後、当該グレーチングを復旧しなかっ たため、開口部が放置されていた。
5	1月	その他の事業	電力設備	警備を受託している建物の警報を本社管制センターが受信。管制センターの指示により、待機していた被災者が確認のため当該建物1階電気室へ向かったが、その後被災者と連絡が
	2時頃	300名以上	感電	取れなくなったため、他の警備員が現地に向かったところ、被災者が電気室内で倒れていたもの。
6	2月	鉄鋼業	フォークリフト	材料をフォークリフトで次工程の作業場に運搬していたところ、悲鳴が聞こえたため運転者が降りて確認したところ、被災者がフォークリフトは近で登録せばない。出来して倒れていた。
	10時頃	50名~99名	激突され	ト付近で骨盤付近から出血して倒れていたもの。当該フォークリフトに轢かれたものと思われる。

番号	発生月 発生時刻	業種 事業場規模	起因物 事故の型	発 生 概 要
7	2月	港湾荷役業	コンベア	鋼材を搬送するコンベアの駆動部分(チェーン 及びスプロケット)のグリスアップ作業を行って いた被災者が、当該駆動部分に挟まれていた
	16時頃	10名~29名	はさまれ、 巻き込まれ	ところを発見されたもの。
8	2月	化学工業	その他の 危険物、有害物	製品の製造プラントにて、翌日の生産開始の 事前準備のため、原料受入ホッパーに、フレコ ンバッグに入った原料を投入する作業中に爆発
	9時頃	~9名	爆発	が発生した。爆発が発生した付近に被災者が 全身火傷を負った状態で倒れていたもの。
9	2月	土木工事業	移動式クレーン	クレーン機能付きドラグショベルを使用してトラックの荷台に積まれたH鋼を資材置場に卸す作業中、被災者(玉掛作業者)が傾いたH鋼に駆け寄った際、転倒し、重機前方に倒れたと
	10時頃	~9名	はさまれ、 巻き込まれ	き、つり荷(H鋼)がクランプから外れて重機の 運転席に落下して操作レバーに当ったため重 機が前進し被災者を轢いたもの。
10	4月	建築工事業	トラック	被災者は、解体工事現場において現場に隣接した公道(6m道路 最大傾斜6度)に車両後部を突き合わせて縦列駐車した2台のトラックの間に立ち資材を搬入するための準備を行って
	14時頃	~9名	はさまれ、 巻き込まれ	いたところ、同僚が4トントラックを誤操作し、4トントラックの後部あおりと3トントラックの後部荷台あおりとの間に胸部をはさまれたもの。
11	6月	その他の製造業	不整地運搬車	整備工場内で不整地運搬車の荷台を上昇さ せて修理を行っていた被災者が、下降した荷台
	9時頃	10名~29名	はさまれ、 巻き込まれ	と車体の間に挟まれた状態で発見されたもの。
12	6月	土木工事業	混合機、粉砕機	被災者は、セメントミキサーのドラム内部で清掃を行っていたところ、同僚の作業員がポンプ作動ボタンと間違えてプラント作動ボタンを押し
12	12時頃	10名~29名	はさまれ、 巻き込まれ	たため、回転した撹拌翼に足を巻き込まれたもの。

番号	発生時刻	業種 事業場規模	起因物 事故の型	発生概要	
13	6月	小売業	乗用車、バス、 バイク	バイクで配達中、交差点を右折した時に直進	
	0時頃	10名~29名	交通事故	してきた対向車と衝突したもの。	
14	7月	その他の事業	高温、低温環境	草刈りの補助業務を行っていた被災者が熱中	
	16時頃	10名~29名	高温・低温の 物との接触	症を発症して倒れたもの。	
15	7月	輸送用機械等 製造業	クレーン	溶接作業を行っていた被災者が橋形クレーン	
	13時頃	10名~29名	はさまれ、 巻き込まれ	脚部で轢かれたもの。	
16	7月	建築工事業	高温、低温環境	個人住宅の2階ベランダ改修工事のために防 水工事を行っていた被災者が熱中症を発症し	
. 0	12時頃	~9名	高温・低温の 物との接触	て倒れたもの。	
17	7月	卸売業	トラック	荷卸先でトラックの脇に倒れている被災者が 発見されたもの。トラックの荷台シートをデッキ	
17	14時頃	~9名	墜落、転落	に収納後、荷台はしごから墜落したものと推定される。	
18	7月	清掃・と畜業	建築物、構築物	擁壁上のネットフェンスに絡んでいる雑草を撤	
	13時頃	30名~49名	墜落、転落	去作業中、擁壁上(高さ約2.4m)から墜落したもの。	

番号	発生月 発生時刻	業種事業場規模	起因物 事故の型	発 生 概 要	
19	7月	化学工業	高温、低温環境	金型作業室内で作業を行っていた被災者がトイレ内で倒れているのが発見されたもの。救急	
	10時頃	10名~29名	高温・低温の 物との接触	搬送されたものの、死亡が確認された。(熱中 症)	
20	8月	その他の事業	高温、低温環境	変電設備の点検作業に従事していた被災者が変電設備の前で意識を失って倒れているの	
20	11時頃	~9名	高温・低温の 物との接触	が発見されたもの。(熱中症)	
21	8月	土木工事業	足場	つり足場の解体作業中、水平つなぎを取り外 すために手すりに昇って作業していたところ、10	
21	13時頃	30名~49名	墜落、転落	メートル下の敷鉄板上に墜落したもの。	
22	8月	清掃・と畜業	その他の 動力運搬機	ゴミ収集場所に塵芥車を停車させ、作業して いたところ、傾斜地に停車させていたために無	
22	11時頃	10名~29名	交通事故	人で後退してきた、塵芥車と塀の間にはさまれたもの。	
23	9月	清掃・と畜業	開口部	産業廃棄物用コンテナに隣接する立入禁止 の立体駐車場開口部から17メートル下の地下3	
23	9時頃	50名~99名	墜落、転落	階ピットに墜落したもの。	
24	9月	小売業	乗用車、バス、 バイク	系列の他店舗に不足した消耗品をバイクで届けるために交差点を直進したところ、乗用車と	
24	21時頃	10名~29名	交通事故	けるために父差点を直進したところ、乗用単と 衝突したもの。	

番号	発生月 発生時刻	業種 事業場規模	起因物 事故の型	発生概要	
25	9月	その他の事業	乗用車、バス、 バイク	高速道路の交通誘導を行っていた被災者が、 道路を横断するために減速した大型車を確認 し、横断しようとしたところ、大型車の左側から 追い越してきた乗用車にはねられたもの。	
	5時頃	10名~29名	交通事故		
26	10月	陸上貨物運送事業	人カクレーン等	配送先で荷卸しのために貨物自動車の荷台からロールボックスパレット(約300kg)をテールゲートリフターに移動させたところ、ロールボック	
	5時頃	30名~49名	飛来、落下	スパレットが地上に落下し、被災者が下敷きとなったもの。	
27	10月	建築工事業	屋根、はり、も や、けた、合掌	工場のスレート屋根の明かり取り部を交換する作業を行っていた被災者がスレート屋根を踏	
2,	13時頃	10名~29名	墜落、転落	み抜いて高さ5.2メートル下のコンクリート床に 墜落したもの。	
28	10月	陸上貨物運送事業	通路	廃プラスチックの収集運搬作業中、集積場所 へ向かう途中、下り坂道で転倒し、顔を強打し	
20	8時頃	30名~49名	転倒	たもの。	
29	11月	その他の製造業	玉掛用具	天井クレーンを用いてロールを荷卸し、玉掛 用ワイヤロープからシャックルを取り外した後、 当該天井クレーンで巻き上げたところ、玉掛用	
29	14時頃	~9名	崩壊、倒壊	ワイヤロープがロール及び台座に引っかかり、 倒壊したため、隣接する台座との間にはさまれ たもの。	
30	11月	建築工事業	足場	地面から1.5メートルの一側足場上で左官作 業を行っていたが、地面から1.5メートル下の隣	
	14時頃	~9名	墜落、転落	接する川岸の段差に墜落し、さらにその1.9メートル下の川に墜落したもの。	

番号	発生月 発生時刻	業種 事業場規模	起因物 事故の型	発生概要	
31	11月	その他の事業	水	ゴムボートでタンカーをブイに係留するための 準備を行っていたところ、高波を受けてゴム ボートが転覆し、海上に投げ出されたもの。	
	10時頃	10名~29名	おぼれ	11. 17. TAIRESTAN	
32	11月	建築工事業	足場	高さ3.1メートルの一側足場上で躯体ベランダ の塗装作業中、2.3メートルトのウッドデッキ上	
	13時頃	~9名	墜落、転落	に墜落し、反動でさらに0.8メートル下の地面に 墜落したもの。	
33	12月	建築工事業	乗用車、バス、 バイク	出張先の海外において、乗用車で高速道路を 移動中、センターラインをはみ出した対向車両	
	18時頃	100名~299名	交通事故	のバスと正面衝突したもの。	
34	12月	鉄道·軌道· 水運·航空業	建築物、構築物	地下駐車場の排気口縁で表示灯にカバーを 被せていたところ、排気口内から14メートル下	
	16時頃	100名~299名	墜落、転落	の地下3階に墜落したもの。	

MEMO			

## 神奈川労働局関係 安全・健康課関連 QRコード一覧

●労働災害と健康の現状



● 第 13 次労働災害防止推進計画



●安全の見える化の取組







●神奈川産業保健総合支援 センター 産業保健の相談



●神奈川働き方改革 推進支援センターのご案内



● STOP転倒災害プロジェクト ●正しい玉掛作業で安全確保!



## 神奈川労働局労働基準部

〒231-8434 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎 8F

監督課 045 (211) 7351 FAX 045 (211) 7360

安全課 045 (211) 7352 FAX 045 (211) 0048

健康課 045 (211) 7353 FAX 045 (211) 0048

賃 金 室 045 (211) 7354 FAX 045 (211) 7360

労災補償課 045 (211) 7355 FAX 045 (211) 7370

## 労働基準監督署一覧

	管轄区域	郵便番号	住	電話番号
横浜南労働基準監督署	横浜市(中区、南区、磯子区、港南区、金沢区)	231-0003	横浜市中区北仲通 5-57 横浜第二合同庁舎 9 階	045-211-7375
鶴見労働基準監督署	横浜市(鶴見区) ※扇島の「川崎南 管轄」を除く	230-0051	横浜市鶴見区 鶴見中央 2-6-18	045-501-4968
川崎南労働基準監督署	川崎市(川崎区,幸区),横浜市鶴 見区扇島	210-0012	川崎市川崎区宮前町 8-2	044-244-1271
川崎北労働基準監督署	川崎市(中原区, 高津区,宮前区, 多摩区,麻生区)	213-0001	川崎市高津区溝口 1-21-9	044-382-3191
横須賀労働基準監督署	横須賀市,三浦市, 逗子市,三浦郡葉 山町	238-0005	横須賀市新港町 1-8 横須賀地方合同庁舎 5 階	046-823-0858
横浜北労働基準監督署	横浜市(西区,神奈 川区,港北区,緑区, 青葉区,都筑区)	222-0033	横浜市港北区新横浜 3-24-6 横浜港北地方合同庁舎 3 階	045-474-1252
平塚労働基準監督署	平塚市,伊勢原市, 秦野市,中郡大磯 町,中郡二宮町	254-0041	平塚市浅間町 10-22 平塚地方合同庁舎 3 階	0463-43-8615
藤沢労働基準監督署	藤沢市,茅ヶ崎市, 鎌倉市,寒川町	251-0054	藤沢市朝日町 5-12 藤沢労働総合庁舎 3 階	0466-23-6753
小田原労働基準監督署	小田原市,南足柄 市,足柄上郡,足柄 下郡	250-0004	小田原市浜町 1-7-11	0465-22-7151
厚木労働基準監督署	厚木市,海老名市, 大和市,座間市,綾 瀬市,愛甲郡	243-0018	厚木市中町 3-2-6 厚木Tビル 5 階	046-401-1641
相模原労働基準監督署	相模原市	252-0236	相模原市中央区 富士見 6-10-10 相模原地方合同庁舎 4 階	042-752-2051
横浜西労働基準監督署	横浜市(戸塚区, 栄区,泉区,旭区, 瀬谷区,保土ヶ谷 区)	240-8612	横浜市保土ヶ谷区 岩井町 1-7 保土ヶ谷駅ビル 4 階	045-332-9311

当局の事前の書面による承諾なく、販売目的で本出版物のいかなる部分、いかなる様式についても、電子的、電気的、磁気テープ、機械的、写真複写、またはその他のいかなる手段を問わず、転載、情報検索システムへの保存、伝達を禁止します。

## 災 害 発 生 事 例

はさまれ・巻き込まれ災害



転倒災害



切れ・こすれ災害



墜落・転落災害



火傷災害



墜落・転落災害



腰痛災害



はさまれ・巻き込まれ災害

